－令和８年度　医学生地域医療奨学金募集要項－

全国の大学医学部医学科在学のみなさまへ

この制度は、将来県内の医療機関で勤務しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することにより、県内医療機関における医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

１　対象者

全国の大学医学部医学科の１～６年生及び大学院生
ただし、次の方は応募できません。

・島根県の実施する医学生向け奨学金の貸与を受けたことのある方
・自治医科大学医学部入学者

２　貸与枠数

大学生、大学院生合わせて５名程度

３　貸与額と交付方法等

（１）貸与額

修学費（月額）	１００，０００円
授業料相当（年額）	５３５，８００円
入学金相当	２８２，０００円（入学年のみ）

※大学において入学料・授業料の減免を受ける場合は、（１）の貸与額と減免額との差額を県から貸与します。

（２）交付方法

毎月１回交付します。ただし、年度初めは２～３ヶ月分まとめて交付する場合があります。

（３）貸与期間

大学及び大学院の課程を修了する月まで（ただし、正規の修業年限を超えることはできません。）

貸与期間の始期は、令和８（２０２６）年４月です。

４　貸与申請手続

奨学金の貸与の申請にあたって、次の書類を提出してください。

提出期限：令和８（２０２６）年５月２２日（金）【必着】

（１）**医学生地域医療奨学金貸与申請書**（様式第１号）

必ず独立の生計を営む身元確実な成年者１名を連帯保証人としてください。申請者の保護者を充てることも可能です。

記載例を確認し、令和８年４月以降の日付でご提出ください。

（２）**連帯保証人の所得証明書、印鑑証明書　各１通**

発行後、３か月以内のものを提出してください。

（３）**大学の在学証明書**

令和８年４月以降の日付で、必ず学年が記載されているものを提出してください。

（４）**島根県キャリア形成卒前支援プランに関する同意書**

（５）**島根県キャリア形成プログラムに関する同意書**

貸与申請書と同日の日付としてください。

（６）**申請者本人の口座振替申出書**

（７）**しまね地域医療支援センター登録申込書**

しまね地域医療支援センターは若手医師のキャリア形成等を支援する組織で、奨学金の貸与を受けられた方は、同センターへ登録いただきます。（Ｐ７～８参照）

（８）**大学長の推薦書**

（９）**島根県の地域医療についての小論文**（1,600 字程度）

【テーマ例】

・島根県の地域医療について考えること

・将来、島根県の地域医療を担うときにどのようなことがしたいか　等

５　提出先

〒６９０－８５０１　松江市殿町１番地

島根県健康福祉部医療政策課　医師確保対策室

（TEL:0852-22-6684　FAX:0852-22-6040　e-mail：iryou-ishi@pref.shimane.lg.jp）

６　面接

貸与申請者に対して面接を行います（６月上旬から６月中旬を予定）。

面接日時、場所等は、貸与申請書受付後にお知らせします。

７　貸与者の決定

小論文、面接評定を審査のうえ、適格性の高い方から被貸与者を決定し、通知します。なお、被貸与者とならなかった場合も、その旨を通知します。

８　奨学金の返還の免除

下記の条件に該当する場合に、奨学金の返還が免除されます。

医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から、貸与期間の２倍に相当する期間（注）を経過する日までの間に、島根県内の指定医療機関において臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の１．５倍に相当する期間（そのうち特定地域医療機関において貸与期間の２／３に相当する期間以上）医師の業務に従事したとき。

（注）・疾病、負傷、育児等による休業・休職の期間は除きます。

・指定医療機関の長の指示による３年以内の県外研修等で、知事が認めた場合に限り、その期間は除きます。

【例１】大学生１年（６年貸与）の場合

国家試験合格後１２年以内に、指定医療機関で臨床研修を受け、その期間も含めて９年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において４年以上）したとき返還を免除。

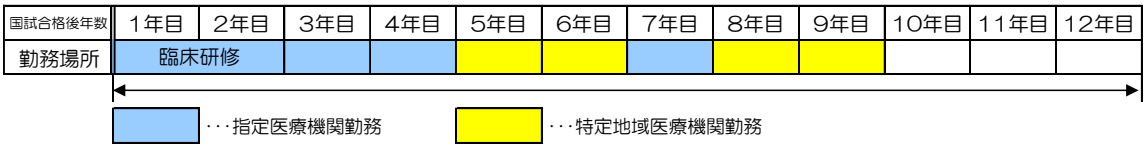

【例２】大学院生１年（４年貸与）、臨床研修修了済みの場合

大学院修了後８年以内に、指定医療機関で６年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において２年８月以上）したとき返還を免除。

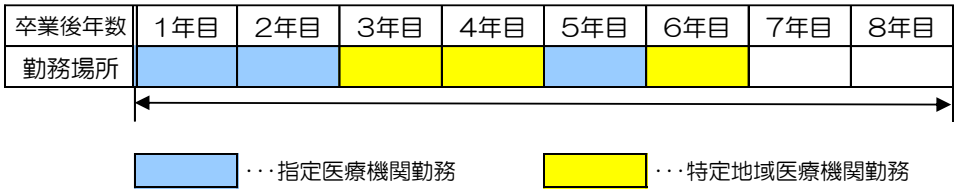

※指定医療機関、特定地域医療機関については、Ｐ５を参照。

※在学中には「キャリア形成卒前支援プラン」に、卒業後には島根県としまね地域医療支援センターが策定する「キャリア形成プログラム」に参加していただきます。

９　奨学金の返還

貸与した奨学金は、貸与を受けた者が次の事由に該当するときは、その事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と、知事が別に定める場合を除き各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該事由が生じた日までの日数に応じ年 10%の利子を付けた金額との、合計額を返還しなければなりません。

（１）返還事由

① 奨学金の貸与が取り消されたとき

② 大学の医学課程を修了した日から２年以内に医師免許を取得しなかったとき

③ 業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき

④ 「８　奨学金の返還の免除」に記載の免除の条件を達成できない見込みとなったとき

（２）返還方法

原則、返還事由が生じた日の属する月の翌月末日までの**一括返還**です。

特別な事情等があれば、相談により返還方法を変更できる場合もあります。

なお、別途お知らせする返還期限を過ぎた場合には、別途延滞金（年利 15%）が必要となります。

（３）留意点

奨学金を返還した場合、仮に後年、「８　奨学金の返還の免除」に記載の免除の条件に相当する期間医師の業務に従事したとしても、返還金の還付等はありません。

１０　地域医療実習への参加

島根の地域医療に対する理解を深めてもらうため、島根大学と協力して実施している中山間地や離島の医療機関等での医療実習に参加してください。

※Ｐ６参照

書類提出先・問い合わせ

〒６９０－８５０１　松江市殿町１番地
島根県健康福祉部医療政策課　医師確保対策室（℡０８５２－２２－６６８４）
URL：http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/ishikakuhotaisaku/igakuseichiiki iryousyougakukin.html
e-mail：iryou-ishi@pref.shimane.lg.jp

主な指定医療機関及び特定地域医療機関（令和８年４月現在）

圏域	医療機関名	指定医療機関	特定地域医療機関
松江	松江市立病院	○	
	松江保健生活協同組合総合病院　松江生協病院	○	
	日本赤十字社　松江赤十字病院	○	
	独立行政法人国立病院機構　松江医療センター	○	
	医療法人青葉会　松江青葉病院	○	
	社会福祉法人島根整肢学園　東部島根医療福祉センター	○	
	医療法人仁風会　八雲病院	○	
	地域医療機能推進機構　玉造病院	○	
	医療法人同仁会　こなんホスピタル	○	
	安来市立病院	○	○
	社会医療法人昌林会　安来第一病院	○	○
雲南	雲南市立病院	○	○
	医療法人陶朋会　平成記念病院	○	○
	奥出雲町立　奥出雲病院	○	○
	飯南町立　飯南病院	○	○
出雲	出雲医療生活協同組合　出雲市民病院	○	
	島根県立中央病院	○	
	国立大学法人　島根大学医学部附属病院	○	
	出雲市立総合医療センター	○	
	島根県立こころの医療センター	○	
	医療法人同仁会　海星病院	○	
大田	大田市立病院	○	○
	医療法人恵和会　石東病院	○	○
	社会医療法人仁寿会　加藤病院	○	○
	邑智郡公立病院組合　公立邑智病院	○	○
浜田	独立行政法人国立病院機構　浜田医療センター	○	○
	社会医療法人清和会　西川病院	○	○
	社会福祉法人島根整肢学園　西部島根医療福祉センター	○	○
	社会福祉法人恩賜財団済生会　島根県済生会江津総合病院	○	○
益田	日本赤十字社　益田赤十字病院	○	○
	公益社団法人益田市医師会立　益田地域医療センター医師会病院	○	○
	社会医療法人正光会　松ヶ丘病院	○	○
	津和野共存病院	○	○
	よしか病院	○	○
隠岐	隠岐広域連合立　隠岐病院	○	○
	隠岐広域連合立　隠岐島前病院	○	○

※上記のほか、公立診療所（保健所含む）も指定医療機関等に入ります。

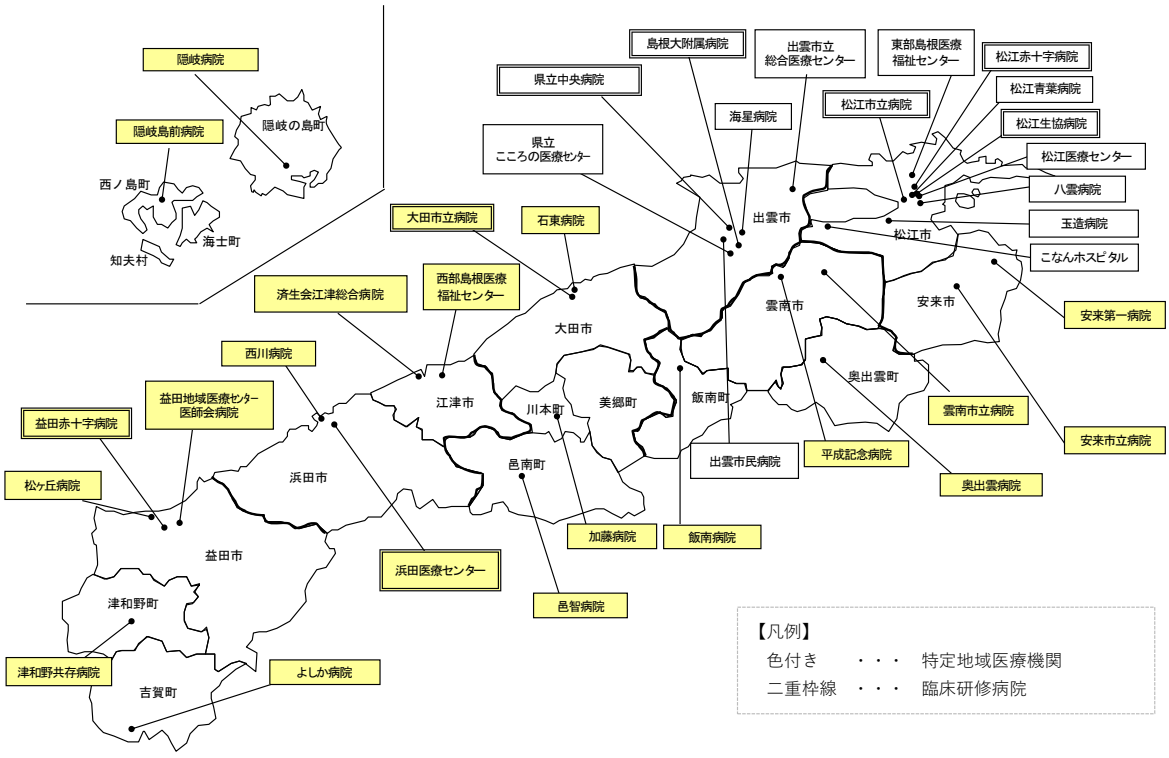

夏季・春季地域医療実習

医学生に地域医療を肌で感じてもらう事業です！

医学生のみなさんに島根の地域医療に対する理解を深めていただくため、中山間地や離島の医療機関等での医療実習を島根大学と協力して実施します。島根県の地域医療で働く人たちとの交流により、地域医療にたずさわる魅力ややりがいを実感してください。

対　　象

1　島根県出身の自治医科大学在学中の医学生

2　島根県から奨学金の貸与を受けた医学生

3　島根の地域医療に興味を持つ医学生（大学や出身は、問いません。）

実施時期

年に2回　夏季・春季の長期休業の時期に実施

研修地域

松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐島後、隠岐島前

実習費用

旅費（宿泊費等含む）及び実習期間中の傷害保険及び損害保険については島根大学の規程に基づき支給します。

医師募集キャラクター

赤ひげ先生

◇実習スケジュール例（益田地域）

初日		2日目		3日目	
時間	内容	時間	内容	時間	内容
		8:00	益田市内ホテル出発	8:00	津和野町内ホテル出発
		9:00	津和野共存病院	9:00	松本医院（益田市横田町）
			・診療見学		・診療見学
					・医師との意見交換
				11:30	松本医院出発
		12:00	（昼休憩）	12:00	（昼休憩）
13:00	益田保健所集合	13:00	・医師との意見交換	13:00	益田医師会病院
	・保健所長講義		・多職種連携見学　等		・巡回診療見学
14:45	益田保健所出発				・院内見学等
15:00	益田赤十字病院			16:15	益田保健所
	・診療見学等				・意見交換会
	・夜間救急見学	17:00	津和野町内ホテル泊	17:00	解散
21:00	益田市内ホテル泊				

訪問診療、夜間救急外来実習、往診を含む診療所実習など多彩なプログラムを用意しています。

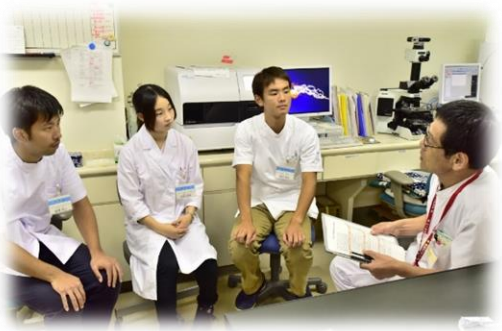

しまね地域医療支援センターへの登録について

しまね地域医療支援センターとは？

一般社団法人しまね地域医療支援センターは、若手医師のキャリア形成を支援することを主要な目的として、医療機関、医師会、島根大学、市町村、島根県等が会員となって設立されました。

当センターは、しまねの医療（出身地域の医療）に貢献する意志を持った島根大学地域枠出身の先生や、一定期間島根県内の医療機関で勤務することが返還免除条件となる奨学金・研修支援資金を受けられた先生が、期待される勤務の中でしっかりとキャリアアップできるキャリアプランの作成を支援し、しまねで安心して研修・勤務できるよう支援します。

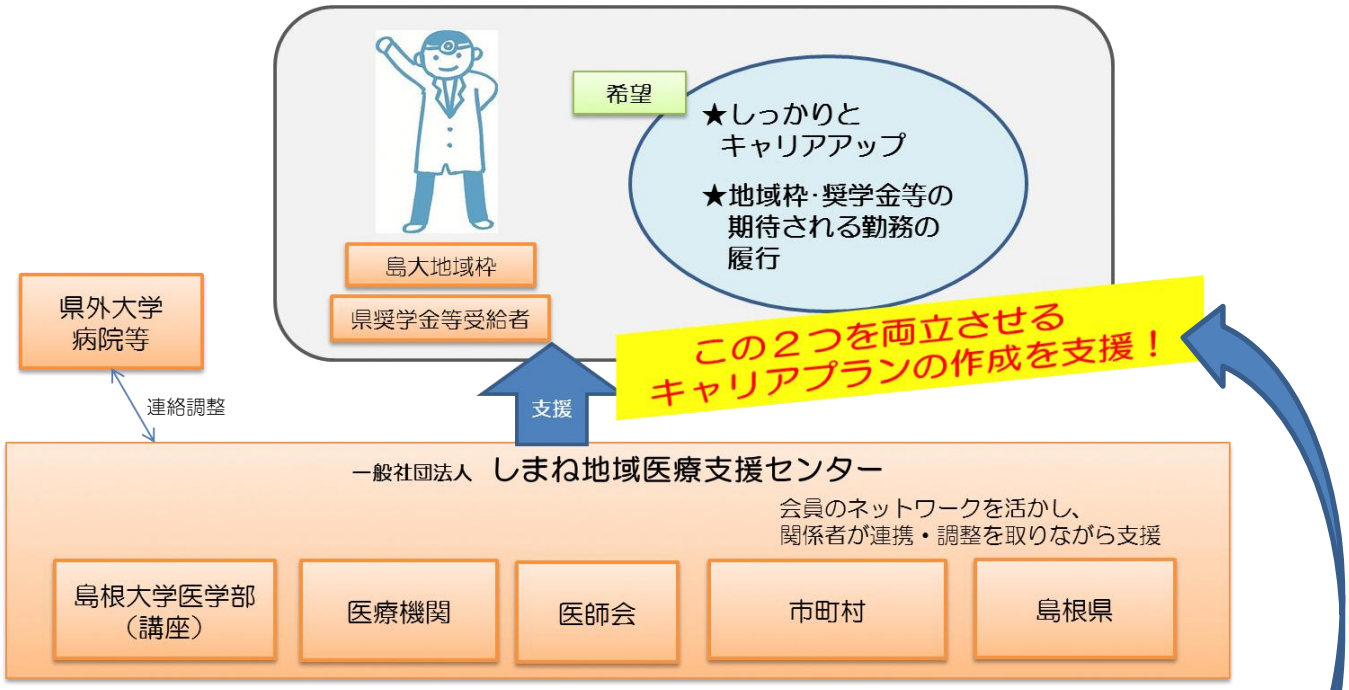

キャリア形成プログラムにより、専門医取得と地域勤務の道筋が「見える化」！
より具体的なキャリアプランの作成が可能に！

＜連絡先＞
〒693-8501 島根県出雲市塩冶町 89-1
島根大学医学部附属病院みらい棟１階
TEL:0853-25-8326 Email:smc@allshimane.jp

しまね地域医療支援センターの支援内容

1　卒前からの支援

★情報提供★

- 年１回程度発行する「しまね地域医療支援センターマガジン」等により、県内の医療情報や研修情報などを定期的にお届けします。
- 関係者と連携して、地域医療実習の機会を提供します。

2　卒後の個別支援

★キャリア形成支援（キャリアプランの作成支援）★

《キャリア形成支援の流れ》

6年次

勤務希望調書の作成	キャリア形成支援を行うため、まずは勤務希望を確認
↓	
面談を実施	面談を通じて直接ご希望を確認
↓	
関係者との調整	必要に応じて、大学や病院等と調整
↓	
キャリアプランの作成	以上の調整を行い、キャリアプランの作成を支援
↓	
実施をフォロー	キャリアアップの目標や結婚・出産等の生活環境の変化に対応するため、年1回程度面談を行い、関係機関と再調整を行うなど、継続的にフォロー 県内の医療状況などの情報提供や心配事への対応など、ご相談にはきめ細かく対応します。

3　研修環境の魅力アップのための取組

★研修体制の充実支援★
★研修医招へいのための情報発信★
★ワークライフバランスの推進★
★県内医療状況の調査分析★

しまねで頑張る！
ドクター吉田くん